

令和4年12月

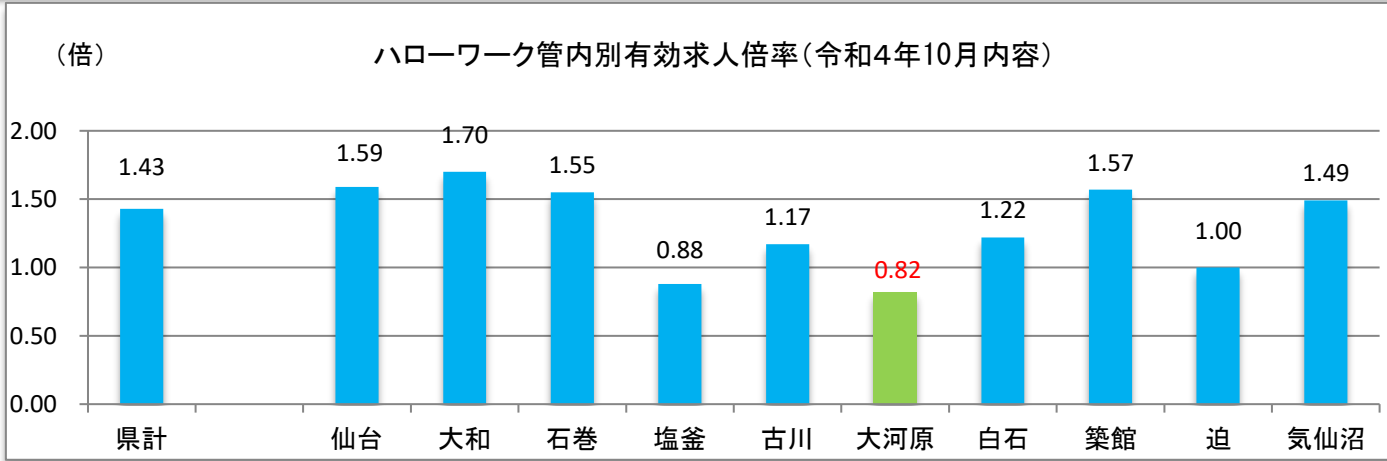
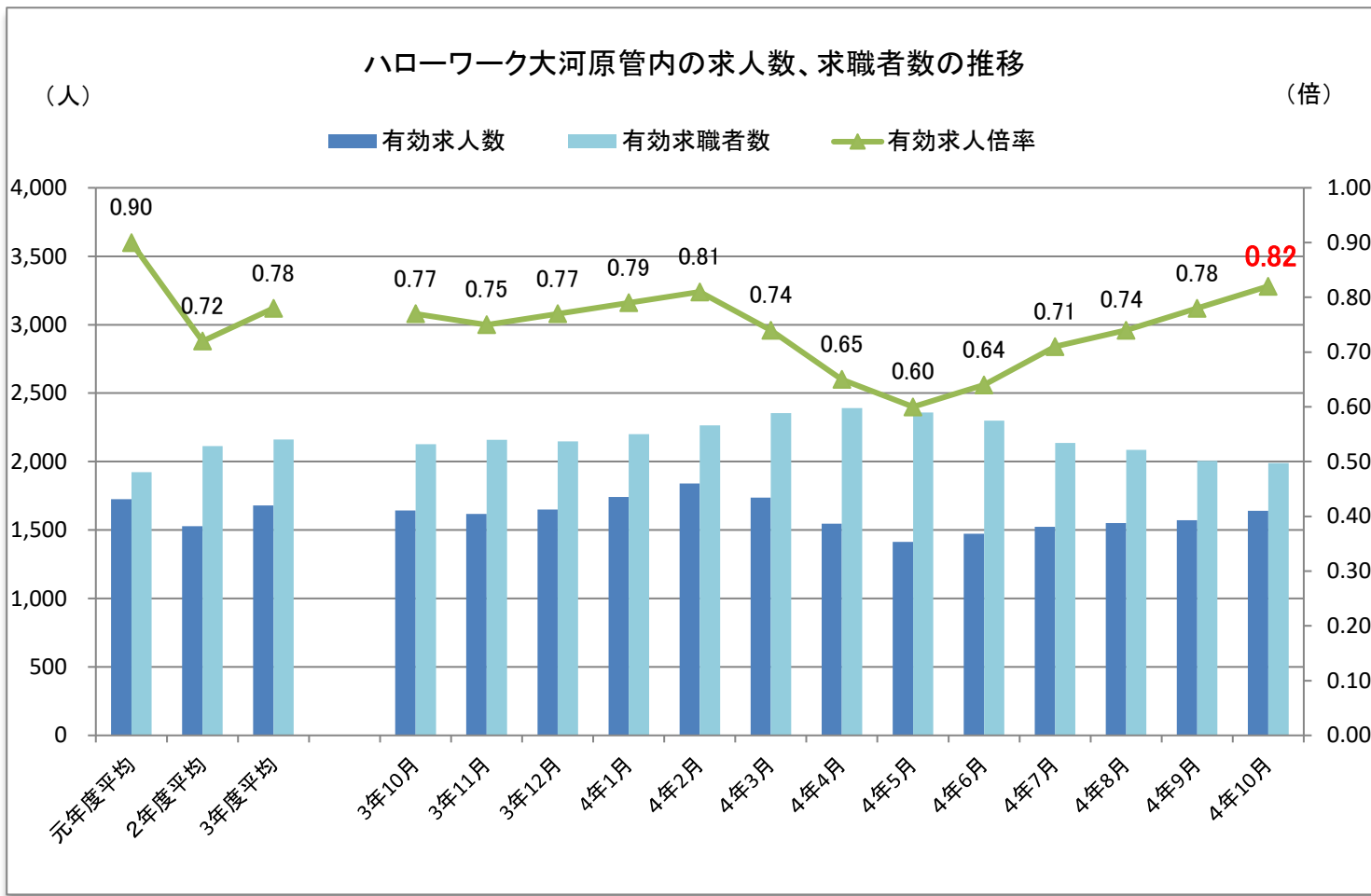
管内の雇用状況(令和4年10月内容)

ハローワーク大河原  
〒989-1201  
柴田郡大河原町大谷字町向126-4  
オーガ1F  
電話 0224-53-1042  
FAX 0224-52-3989

有効求人倍率 **0.82倍**

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す人、ひとりに対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いということを示しています。

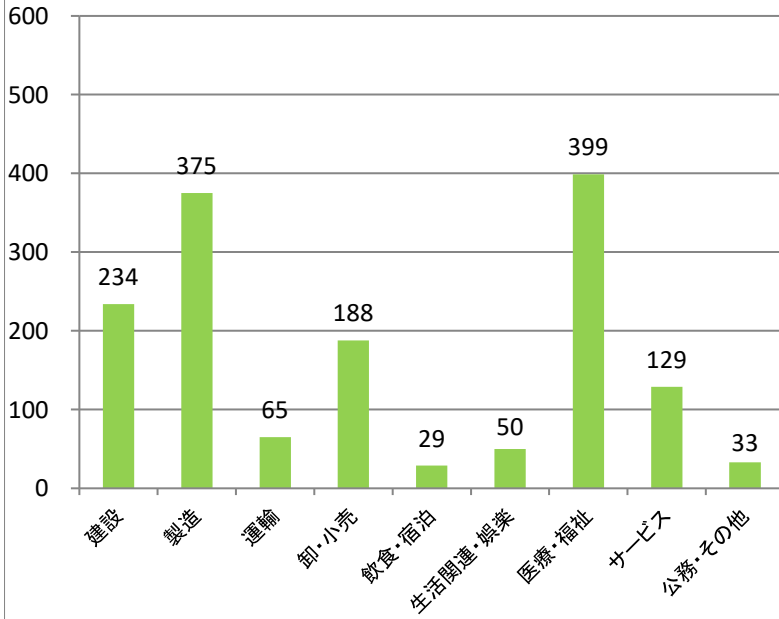


※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれています。

### 主な産業の新規求人数

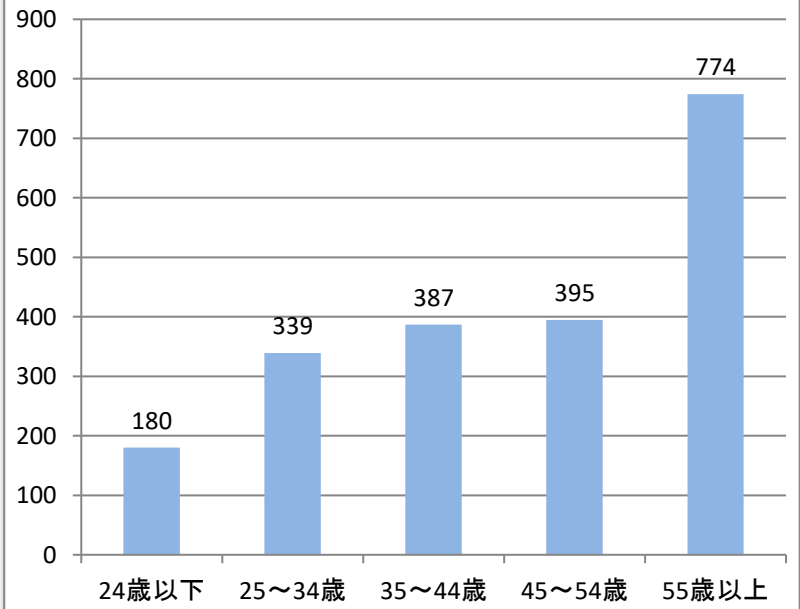
■ 4年8月～4年10月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

### 年齢層別求職者数

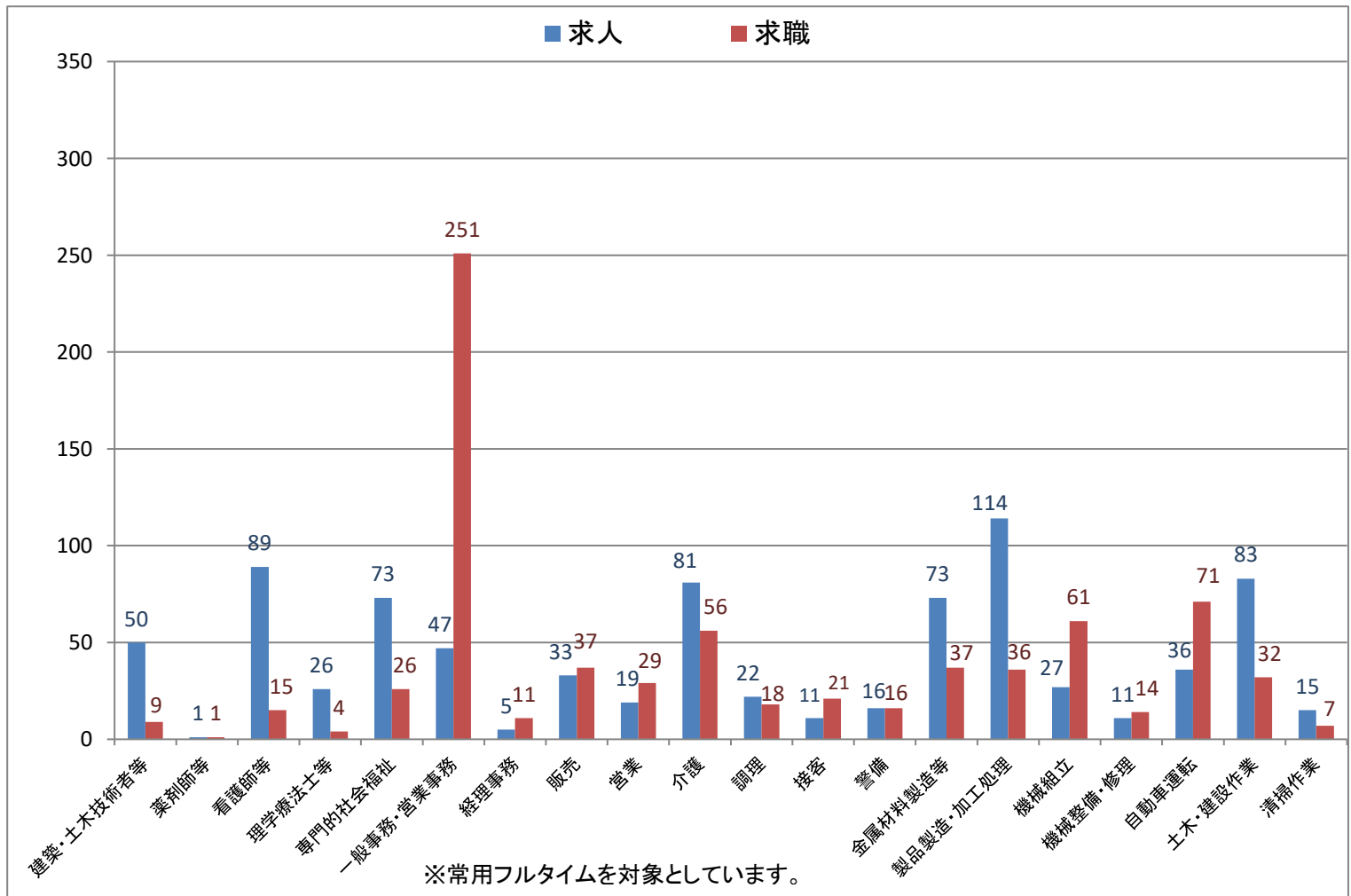
■ 4年8月～4年10月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

### 主な職種の求人・求職バランス表

【4年10月内容】



※常用フルタイムを対象としています。

## 職業別新規求人賃金情報

【4年7月～4年9月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	28	0	2	4	9	9	12	22
薬剤師等	1	0	0	0	0	0	1	2
看護師等	48	0	10	20	40	43	32	18
専門的・社会福祉の職業	60	5	22	41	30	16	11	2
一般事務員・営業事務員	51	15	31	26	19	10	6	5
経理事務員	5	0	3	4	2	2	1	1
販売員	28	1	24	22	10	5	4	1
営業員	16	0	8	9	12	7	5	3
介護の職業	46	2	31	37	25	10	1	0
調理の職業	15	3	14	10	10	4	1	0
接客の職業	6	2	5	4	3	0	0	0
警備員	5	3	4	2	1	1	0	0
金属材料製造の職業	42	1	23	35	30	21	19	11
製品製造・加工の職業	21	5	9	14	17	12	9	2
機械組立の職業	13	6	8	5	3	2	2	0
機械整備・修理の職業	9	0	3	7	8	6	5	2
自動車運転の職業	25	0	7	9	12	12	11	10
土木・建設の職業	40	0	4	12	26	30	30	25
電気工事の職業	11	0	4	8	8	8	6	4
清掃の職業	8	3	3	4	6	3	3	2

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。この資料は四半期ごとに更新しています。

## 中途採用者採用時賃金情報

【4年7月～4年9月内容】

(月額、単位:千円)

	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	191	212	242	244	219
専門・技術	223	218	293	283	251
事務	162	213	209	258	173
販売	213	216	223	*	167
サービス	167	172	*	178	124
警備	*	*	*	*	169
農林漁業	*	*	*	*	189
運輸	204	232	272	224	231
生産工程・労務	180	217	231	236	233

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「\*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

# 宮城県の最低賃金

知っていますか？自分の最低賃金

栗駒山(写真提供:宮城県観光プロモーション推進室)

適用される最低賃金	時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	883円	令和4年 10月1日
鉄鋼業	983円	令和4年 12月15日
電子部品・デバイス・電子回路, 電気 機械器具, 情報通信機械器具製造業	919円	
自動車小売業	946円	

お問い合わせ先

宮城労働局賃金室 (TEL022-299-8841)、または最寄りの労働基準監督署

## 生産性を向上し賃金を改善させるための助成金

業務改善助成金	キャリアアップ助成金	人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)
生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。	「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。情報技術分野認定実習併用職業訓練、定額制訓練、自発的職業能力開発訓練等5つの訓練が用意されています。
お問合せ先 宮城労働局雇用環境・均等室 Tel 022-299-8844	お問合せ先 宮城労働局職業対策課助成金センター Tel 022-299-8063	

宮城労働局





次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定 最低賃金	適用される業種・産業分類 (日本標準産業分類による業種コード)	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、宮城県最低賃金が適用になります。)
鉄鋼業	鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。) E22 鉄鋼業 但し E220 管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業) E2211 高炉による鉄鋼業 E2251 鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く) E2252 可鍛鋳鉄製造業 E229 その他の鉄鋼業 を除く	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。) E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業 E30 情報通信機械器具製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注：主としてはんだ付けの業務に従事している者は適用除外労働者になりません。
自動車小売業	自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) I5911 自動車(新車)小売業 I5912 中古自動車小売業 I5913 自動車部分品・付属品小売業 注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

注：「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます

### 最低賃金と支払賃金の比較方法

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。)に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金が適用される事業場で働くAさんの労働条件は、月給153,500円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給 153,500円 × 12か月

8時間 × 年間所定労働日数 260日

885.57円      883円 (宮城県最低賃金)  
**宮城県最低賃金クリアー!**

### 【宮城県内の労働基準監督署】

仙台労働基準監督署	022-299-9075	大河原労働基準監督署	0224-53-2154
石巻労働基準監督署	0225-22-3366	瀬峰労働基準監督署	0228-38-3131
古川労働基準監督署	0229-22-2112		